



11月は「児童虐待防止推進月間」です

いちはやく
「189 気づいてあげて そのサイン」

【令和6年度オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 最優秀作品】

こども家庭庁では毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行っています。児童虐待(身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)に気づいた方は、すぐにご連絡ください。児童虐待への支援は「通告すること」から始まります。

児童相談所虐待対応ダイヤル ^{いちはやく} ☎189 (通話無料)

【ヤングケアラーをご存じですか？】

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を、日常的に行っている子どもをいいます。村では、児童虐待防止推進月間に合わせて、ヤングケアラー支援についての理解を進めています。また、ヤングケアラーの方へ、勉強や十分な睡眠、友人と遊ぶ時間などを確保するための支援をしていきます。

【お気軽にご相談ください】

家族の手伝い・手助けをするのは「普通のこと」と思うかもしれませんが、ですが、学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほどの重い負荷がかかったりしている場合は、少し注意が必要です。一人で抱え込まずにご相談ください。また、困っているお子さんに気付いた方は、ご連絡ください。

【問い合わせ】こども家庭センター(子育て支援課内 ☎282-1711 内線1188)



11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者やパートナーからの暴力(身体的・心理的・性暴力、ストーカー行為、セクハラ等)は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。この機会に、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

【村の啓発活動】

○パープル・ライトアップを行います。

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、役場行政棟の玄関前を紫色にライトアップします。

○村立図書館に啓発ブースを設置します。

暴力や虐待に関連する本やリーフレットのほか、パープルリボンなどを展示します。ご来館の際は、ぜひお立ち寄りください。



【困ったときは、ご相談ください】

「自分がされていることはDVかも…」と思ったら、一人で悩まずに相談してください。また、周りに悩んでいる人がいたら、相談機関に連絡するように勧めてください。相談は無料で秘密は守られます。

- 茨城県女性相談センター (☎221-4166)
- DV相談ナビ(☎#8008)
- DV相談プラス(☎0120-279-889)
- 性犯罪・性暴力のためのワンストップセンター (☎#8891)

【問い合わせ】総合相談支援課(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525 ✉soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp)
※女性相談は、火・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前9時30分～正午、午後1時～3時30分に受け付けています。事前に電話またはメールで、申し込みください。